

市民税・県民税・国民健康保険税申告受付書

なるべく郵送またはインターネットによる
電子送信で提出してください。

あなたの申告の

○受付指定日

○申告会場

○申告時間

※受付は申告開始の30分前から行います。
※松本市は市庁舎を除き、正午から午後1時までの時間は
受付を行いません。また、全ての会場で土曜日、日曜日、
祭日の受付は行っておりません。
※ご都合が合わない場合は、別会場でも申告いただけます。

岡田出張所、笹賀出張所、内田出張所、入山辺出張所、寿台
公民館、奈川支所、ふれあいパーク乗鞍では申告受付を行
いませんので予めご了承ください。

別紙申告書の書き方をご覧ください、申告をしてください。

令和8年度 市民税・県民税・国民健康保険税申告書

+ 宛先 松本市長

現住所

1月1日現在
の住所

ふりがな

個人番号

宛名
番号

平・令

番号

3 所得から差

13 社会保険料控除

15 生命保険料控除

16 地震保険料控除

17～19 寡婦控除・ひとり親
控除・勤労学生控除

「宛名番号」は、こちらに印字
されている番号です。
お手元に届いた申告書をご覧
ください。